

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No. 6 1 2 0 1 2 . 7 . 3 0
発行責任者 柿本 克彦
編集責任者 教 宣 部

これが夏季年手当のカット理由だ！！

2012年6月支給の夏季手当について、分会組合員2名が5%カットされました。組合員は、カットされた理由を直属の管理者や総務科の管理者に問いましたが、「支社が総合的に判断した」としか答えませんでした。組合員は、思い当たる節が全くないことから苦情申告をしました。

7月18日、その苦情処理会議が開催されました！

当該組合員は組合の苦情処理委員から報告を受けました。会社側委員は3点だけの「カット理由」を明らかにしたそうです。

そのカット理由が以下のとおりです。

- ・ EGS入りスイッチを扱う前に断路器「切」の確認を失念した。
- ・ 補助排障器の検査を失念した。
- ・ ガイシオオイ前後壁の検査を失念した。
- ・ 検査を行う前にチェックシートにチェックを入れた。
- ・ 仕業庫内でヘルメットを着用していなかった。
- ・ EGSの検査を失念した。

これが「カット理由」ですが、皆さんどう思われますか！

会社は、確実な日時やどの管理者の報告によるものかも明らかにしませんでした。何故しないのでしょうか？このような一方的なデタラメな理由を「はい、そうですか」と認めるわけにはいかない！

管理者は仕業検査の際、点検と称して作業に就いてきますが、一緒に無事に作業を完了させているのではないのでしょうか！それが何故「カット理由」となるのでしょうか！？

会社は、組合員がその納得できない「カット理由」を問題にする掲示物を「協約違反」として一方的に撤去してきています。

分会は、繰り返される会社のあくどい組合掲示物の不当撤去と、それに関する団体交渉の開催拒否に対して、大阪府労働委員会へ6月12日に不当労働行為救済の申し立てを行いました。

それは、不当なボーナスカットを繰り返す会社を職場と労働委員会場で訴えていくためでもあります。なぜなら「ボーナスカット」5回で60歳以降の継続雇用を希望しても拒否されてしまう現実があるからです。わたしたちは断固闘います。